

大学の教育研究等の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○ 教養教育の成果に関する具体的目標の設定

教養教育の重要性はますます増大し、その中で特に、国際感覚を身に付けさせることが求められており、平成 16 年度までに CALL (Computer Assisted Language Learning) システムを導入して語学教育の充実を図る。また、学部・大学院を通して、コミュニケーション語学力の向上を目指した継続的教育を行うとともに、TOEIC 等の英語検定試験によってその達成度を評価し、卒業等の要件に反映させる。また、情報リテラシーは工学部学生にとって必須な素養であるので、卒業までにその能力を付加する教育を行う。加えて、平成 16 年度より、ディベート力、発表力、文章力なども、成績評価の中に反映させるなど、「学術リテラシー」を高める教育を行う。

○ 学士課程における教育の成果に関する具体的目標の設定

学士課程の教育は、全学科とも JABEE 認定に対応した教育体制の構築を進める。これによって、工学の基礎学力を保証し、国内外で活躍できる人材を輩出する。また、平成 16 年度に「もの創り工房」を設置し、これらを利用して工学教育を実践的に習得できる場を提供するとともに、各種イベントなどへの参加を推進する。

○ 大学院課程における教育の成果に関する具体的目標の設定

教育達成度の客観性を明示した上で、学生の能力を多面的に評価し、高度技術者に相応しい水準を保証する。また、英語を使った授業を拡大し、学生の英語力の向上を図りながら、修了までに TOEIC 等で自己目標値を達成させるとともに、平成 17 年度から優秀な成績を収めた学生の表彰制度を設ける。

○ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

学部学生の卒業後の進路は専門性を活かすことが重要となることから、専門的な資格試験への挑戦を支援する。また、平成 17 年度から、望ましい職業観や倫理観、職業に対する知識・技能を涵養し、自己の個性を理解した上で、主体的に進路を選択できる能力・態度を育成するためキャリア教育を充実する。

○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育効果の検証は、学生による授業評価として既に実施しているが、今後は、卒業生、企業等の要望も定期的に調査し、これらの結果を踏まえて、教育内容・カリキュラム編成を自己点検することで、常に改善の図れる体制を構築する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○ 学士課程

○ アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実施するための具体的方策

広報活動を活発に行うことにより、本学のアドミッションポリシーを受験生に周知する。そのため、平成 16 年度より各種広報媒体の活用を積極的に検討するとともに、教職員による高校及び高専訪問を多くの地域で実施する。なお、平成 18 年度を目標として道外からの志願者への便を図るため、道外試験場の設置を検討する。また、入試に際しては、学生の「向学心」及び「工学心」を面接を通じて把握できる推薦入試枠の拡大を検討する。加えて、生涯学習支援の立場からも、社会人の入学希望者を積極的に受け入れる。

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教務委員会において、カリキュラム編成を十分に検討し、それぞれの科目の目標と位置付け、及び相互関連を明確にして、JABEE 申請を推進する。また、全学的規模での教員の出勤が必要となる科目、及びそのような対応により教育効果が高められる科目の整備を進める。

○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

少人数対応科目及び実験・実習科目の充実を図り、対話型あるいはチュートリアル型の個人指導を行うなど、きめ細かい教育を実施する。また、実践的な教育の一環としてインターンシップ制度の積極的活用を進める。なお、平成 16 年度から各教員にオフィスアワーを義務付けるが、卒論指導を持たない教員には個別学習指導体制への積極的な支援を求める。特に、コア科目については、4 セメスター制を実施するよう平成 18 年度までに検討する。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的な方策

平成 16 年度から、成績評価項目及び各項目の評価配点についてガイドラインを設け、シラバスに明記する。また、成績評価の適正化を図るために、必要に応じてそれぞれの科目間の調整を図ることで、適切な成績評価を実施する。なお、成績不良者に対する勧告制度を確立する。

) 大学院課程

○ アドミッションポリシーに関する目標を達成するための措置

大学院入学者は、自大学出身比率が高いことから、広報活動を通じて、本学の求める大学院学生像を他大学受験生にも周知する。また、留学生の受け入れを一層促進するため、平成 16 年度中にホームページ、広報誌の英語版の充実を図る。また、教育研究組織の見直しを進め、平成 20 年度までに大学院博士課程の定員増を目指す。

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

学士課程と同様に、それぞれの科目の目的と位置付けをシラバスに明記する。その際、学部開講科目との関係、大学院開講の他の科目との相互関連も含め、整合性のとれた教育課程になっていることを確認できるシステムを構築する。

○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

講義科目においても、単なる専門知識の伝授ばかりに終始することなく、学生とのコミュニケーションを密にし、学生の創造性を引き出すための工夫を行う。また、平成 17 年度から実践的教育として、企業経験者、特に卒業生による特別講義を実施する。平成 18 年度からは、社会人が職業を有している等の事情により一定期間にわたり計画的に履修することを希望する場合に対応できるよう修学年限に制限を設けない単位制の修了システムを導入する。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的な方策

平成 17 年度からは、成績評価項目及び各項目についての評価配点について、ガイドラインをシラバスに明示する。また、修士論文研究への自らの取り組みの経過と結果に関し、指導教員以外の関連する複数の教員に対してもプレゼンテーションの機会を設け、その結果を成績評価に反映させる。

**(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

基礎的学力の養成は、少人数教育を基本とすることから、学科及び専攻を越えた教員の協力体制が必要となる。そのため、基礎重点科目に科目担当責任者を配置するとともに、教務委員会を中心に、全学的見地から教職員の配置方針を決定できるシステムを構築する。また、平成 17 年度には、実践的英語教育を充実するため、ネイティブ

の非常勤講師等を増員する。

○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

現有の教育支援設備の有効活用を図るために、平成16年度中にその使用状況・予定を教員及び学生が容易に把握できるシステムを構築し、空き時間における自習場所として積極的に活用させる。語学学習システムの整備については、平成16年度中に最新機器の導入を進める。附属図書館については、増築を検討するとともに、従来の個人学習のためのスペースを拡大し、議論・討論にも活用できる空間を設ける。また、電子ジャーナル及び文献情報データベースの整備を推進する。

○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

学生による授業評価など教育の質の改善のために、平成16年度に評価委員会を設置する。また、教育活動の改善につなげる表彰制度あるいは予算配分などのインセンティブ制度を設けるとともに、学長・副学長による改善指導を実施する。さらに、平成16年度より授業の相互参観により、授業方法の改善を図る。

○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

FDに関しては、現在も実施している教務委員会主導の全学的研修を年複数回実施する。また、各学科、科目担当教員などのグループで行う教育プロジェクトも積極的に支援し、教材、学習指導法等の改善を図る。

○ 他大学との共同教育等に関する具体的方策

他大学との連携を深める中で、より魅力ある科目の設定を含め、様々な議論のできる協議会をこれまでも設けているが今後も発展させる。また、SCS、インターネットを利用した他大学との共同教育についてもさらに推進する。

○ 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項等

従来の学科・専攻科のみに依存した教員配置・教育システムから、大学全体から見て教育効果が向上するシステムへ移行させるため、教員配置の弾力的運用のもとで教育を実施できる体制に変更する。

#### (4) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

○ 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

個々の学生の修学状況を把握しながら、学生からの修学相談に責任をもって対応する担任制度を確立する。また、平成17年度より父母懇談会などを年に3回程度開催し、学生の学習状況を大学と父母とが連携して支援できる体制を取る。なお、専門性の高い教務事務を配置するとともに、平成16年度に「学生よろず相談室」を開設し、専門相談員を置きながら、保健管理センターの医師、看護師らと連携を図り、健康管理を始め精神的な面における相談に関しても十分対応可能なシステムの確立を図る。

○ 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

学生の生活面の相談は事務部に担当の窓口を設け、内容によって「学生よろず相談室」等との連携を図る。就職活動の支援に関しては、全学的な就職説明会を充実させるとともに、従来からの相談窓口を充実させ、Webなどでも対応できる支援システムを構築する。

○ 経済的支援に関する具体的方策

奨学金制度、学生寮など、従来型の経済支援の他、生協などと連携して日常生活への支援も充実させ、経済的問題で学業に影響が生じないような支援体制を検討する。

○ 社会人及び国際化等に対する配慮

生涯学習支援の立場から、科目等履修システムと受講可能科目のPRなどを、Webを利用するなどして積極的に展開する。

国際化に関しては、平成 16 年度に留学生相談室と事務機構を一体化した国際交流センターを設け、留学生への支援と国際交流の充実・発展を図る。

## 2 研究に関する中期計画

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する具体的目標

#### ○ 目指すべき研究の方向性

本学が目指すべき研究の方向性については、立地環境に基づく「個性化」と将来性等を考慮した上で、重点化と水準の「高度化」を図る必要がある。本学は日本で最も寒い地域に位置していることが一つの「個性」であるので、その立地環境を最大限に活かした寒冷域工学の拠点形成を目指すことで、その研究成果の地域・社会への積極的還元を図る。また、これまでの実績を活かして、重点分野を中心に学際的分野でのシーズ開拓を図りながらも、ポテンシャルの高い研究分野のプロジェクト化を推進し、特色ある研究の育成を通して、本学としての研究の「個性化」と「高度化」を図る。

#### ○ 大学として重点的に取り組む領域

北見工業大学は寒冷地域のニーズに基づく研究にも心がけているが、これは単に地域に還元するばかりでなく、先進国の多くが寒冷地に位置していることから世界に発信できる研究分野になると考えている。

そのような観点から、従前より評価の高かったエネルギー・環境関連分野、寒冷域の社会基盤関連分野、地域社会とのつながりもあるバイオ・材料科学分野を充実し、農学分野との連携拡大も目指す。さらに、近年急速に発展している情報科学分野では、福祉支援関連研究を推進する中で、医学分野との連携のもとに新たな研究分野を創出する。

#### ○ 成果の社会への還元に関する具体的方策

従来、研究成果の社会への還元の窓口は、主として地域共同研究センターが行ってきたが、平成 16 年度から、学内の情報の集約と外部への発信を含め、地域連携・研究戦略室が中心となって推進する体制に移行する。ここでは、企業へのシーズの提供、ニーズの把握に努め、産官等との協議会等への積極的参加を図りながら、地域企業とのコンソーシアム提案などを行い、新たな産業を創生するための基盤を築く。また、地方公共団体などの審議会などにも参画し、地域の環境保全や都市計画などに関する取り組みに研究成果を反映させる。

#### ○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究水準の向上、成果の還元についての検証には的確な評価が必要になる。したがって、中期計画期間内における研究者個人の研究目標の明確化を図った上で、大学院担当教員としての水準を維持するため、教員資格審査を定期的に行う。また、地域的特色のある研究や地域企業との共同研究については、企業等の満足度などを定期的に調査し達成度の評価を行う。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### ○ 適切な研究者の配置に関する具体的方策

研究の個性化・高度化・活性化のため、学科・大学院の見直しを行い、平成 18 年度までに教育組織と研究組織の流動化が可能な組織に再編する。したがって、採用する教員が担うべき研究分野などの方針は、平成 16 年度から教育研究評議会の審議を踏まえ役員会が決定する。

また、平成 16 年度に技術部の組織改革を行い、技術職員の配置は全学共通の業務・重点研究分野の研究プロジェクト・競争的資金導入グループ等への優先配置が可能な

組織とするとともに、間接経費等の外部資金を活用し、非常勤研究員・技術員の雇用を中期目標期間内に30%程度増員する。

○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

運営費交付金は予算項目の弾力化が可能になることから、平成16年度から重点化研究分野のプロジェクト研究に対しても重点配分を実施する。また、個々の教員に対しては、平成16年度に設置される評価委員会において研究評価を実施し、この結果を尊重しながら役員会で研究費配分を決定する。

○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

各研究分野、各学科内における研究スペースの有効活用のため、平成16年度から研究・教育・管理スペース等の配分比率を定期的に見直し、効率的、弾力的に運用できるシステムを構築する。また、平成18年度までに工学部として基本的に必要となる設備・機器、利用頻度の高い設備・機器、研究活性化のために必要な設備・機器の予算措置と整備計画を立てるとともに、現有設備・機器の有効活用も含めた運用を検討する。

○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策

知的財産戦略に対する取り組みは、今後の大学運営の重要な項目の一つと考えており、研究成果は特許性の確認を行った上で学会等で発表することを推進するなど、教員の意識改革を図る。また、平成16年度から弁理士をコーディネーターとして契約し、知的財産権の創出・取得・管理・活用等について助言・指導を受ける。特に、新しいアイデアは学生などからも提案されることがあるので、それらの管理体制を確立するため、平成16年度から知的財産本部を立ち上げる。また、特許取得に対するインセンティブ制度を構築し、利益に応じた研究費等の配分、特許収入の個人還元なども制度化する。なお、特許活用を促進するため、既存 TL0 などの組織と連携するとともに広報にも努める。

○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

役員会は、大学評価・学位授与機構と本学の評価委員会の評価結果に基づき、個人研究、プロジェクト研究の成果を評価するが、成果が十分でない場合には問題点を明確にし、研究者個人及びプロジェクトリーダーに改善等の指導を行う。なお、中期計画期間の中間で報告書の提出を求め、進捗状況を評価するとともに、計画変更などの指摘が可能な体制を確立し、研究の高度化・活性化に努める。

○ 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

全国共同研究はまだ少ないが、科研費における重点分野などへの応募を推進するとともに、高度な研究設備を持った研究センターなどとの共同研究を促進するため、優れた共同研究成果を挙げている研究を支援する制度を設ける。なお、学内共同研究は既にプロジェクトとして進められているが、これらのプロジェクトの中から、毎年数件に対して予算の重点配分を行う。また、平成18年度までに各研究分野にプロジェクトリーダーを置くことで、重点化分野ごとに研究プロジェクトを推進し、研究の質の向上と社会への還元の実績を高める。

○ 学部・研究科・附属研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

これまで本学の産学官連携の中心的役割は、地域共同研究センターが担ってきたが、新設されたSVBLにはインキュベーション機能を備えていることと、主要課題が地域性の強いものであることから両者を一体化し、地域連携・研究戦略室を支援組織としながら共同研究、産業化支援などを推進する。また、本学の研究重点分野の一つである寒冷域のエネルギー・環境分野と未利用エネルギー研究センターを一体化運営するこ

とで、その研究の進展を図る。機器分析センターも、バイオ・材料系の教員が中心となって活動しており、このセンターもバイオ・材料研究分野と一体化することが機能的なシステムとなる。さらに、情報処理センターは、本学の情報システムの要であるが、今後の管理運営・研究支援を考え、情報科学分野及び附属図書館等と連携した情報システムの集中化・機能化を早期に図る。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

##### ○ 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策

平成 16 年度より、地域社会と大学との連携・協力体制を実効あるものとするため、地方自治体あるいは関連研究機関などとの協議会である北見地域連携推進協議会の開催頻度を高め、情報収集・情報発信を進める。大学発信のサービスは多様であるが、サービスを受ける対象者としての学生、一般社会人、技術者の要望に沿ったものである必要があり、またそのレベルに応じたものとする必要があることから、ニーズの調査を定期的実施する。特に、平成 16 年度から、小、中、高校生向けの公開実験等を拡大し、科学への興味を喚起する企画を強化する。

##### ○ 産学官連携の推進に関する具体的方策

産学官連携の柱である共同研究は、外部資金を導入した教員に対して研究費を上乗せする制度を取り入れた結果、40%近くの教員が実施するまでとなったが、計画期間内に 50%程度の教員が産学官連携に係わるよう、情報提供などのシステムを整備する。その方策として、平成 16 年度中にサテライト・オフィスを開設するとともに教員紹介をホームページに掲載し、研究テーマ等の公開を進める。

##### ○ 他大学との連携・支援に関する具体的方策

本学の周辺には 4 私立大学が設置されており、平成 14 年度にこれらの大学間との連携を密にするため単位互換協定を締結しており、教育面での連携が始まっているが、実効ある交流が必要であるので、単位互換だけでなく融合分野の科目設定等も進めるため、平成 16 年度までに協議機関を設置する。研究面においても一部大学間で交流が始まっており、これらの支援体制も強化する。

##### ○ 諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

これまで、教育面での国際交流は受け入れが中心であったが、本学学生の国際化を進めるには海外派遣事業も重要であるので、毎年 10 人程度の派遣が可能なように資金面での支援体制を充実させる。

研究面では国際共同研究が始まっているが、研究水準の向上のためには、件数の増大が必要である。このため、本学研究概要の広報の充実を図るとともに、協定大学の研究状況の情報収集を行い、平成 18 年度までに 2、3 の外国大学と共同研究推進のための協定を結ぶ。

また、外国人研究者の招聘事業への応募は、本学研究分野と関連の深い先端的研究者を中心に推進する。

平成 16 年度には、交流協定校などが参加する国際ワークショップを開催するが、中期計画期間内に国際シンポジウムを計画的に実施する。

##### ○ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

ここ数年、JICA との共同事業として中央アジアから研究者を受け入れ、寒冷地工学に関する研修を行っているが、この制度を利用して新たなプログラムの提案も進め、受け入れ人員の拡大を図り、途上国への支援を推進する。

また、平成 17 年度までに研究者交流会館を設置し、短期研究交流者の支援環境を整

備する。

## 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

学長の私的諮問機関である大学戦略会議で本学の経営戦略を検討している現在の体制を見直し、平成 16 年度中に教学・研究・広報・管理等に関する専門部会からなる戦略立案機関を設置する。ここで、中・長期目標・計画を立案し、経営協議会・教育研究評議会での審議を経て、役員会で本学の経営戦略等を確立する体制とする。

#### 運営組織の効果的・機動的・戦略的な運営に関する具体的方策

大学の意思決定機関としての役員会、経営協議会との関わりの中で、教育研究評議会・教授会の運営上の課題を平成 17 年度までに再検討し、必要に応じてその構成及び審議事項を整理する。

また、権限と責任が拡大した学長を補佐するため、平成 16 年度から大学運営の重要テーマごとに、担当の副学長を置き、副学長 4 人体制で基本戦略の企画立案を行う体制を充実させる。

さらに、平成 16 年度中に既存の委員会の見直しを図り、特に、産学官連携や国際交流の推進および全学共同利用施設の適切な運営を担当する事務組織を強化する。

#### 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

これまで教員・事務職員等の両組織が協力し取り組んできた入試関連業務、就職指導業務、国際交流・留学生あるいは産学官連携に係わる業務などの分野で、より一層の連携を図れるよう教員・事務職員等が一体となって運営できる体制を平成 16 年度中に構築する。

また、事務職員等が教員と連携協力して企画立案に参加する中で、専門職能集団として法務・労務・財務などの分野で、高い専門性を発揮できる人材の養成や確保を、研修や中途採用等によって図る。

#### 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

配置される各学科等の教員数は弾力的に扱うこととし、本学の特色ある教育研究分野を活性化させるため、平成 18 年度までに役員会がそれらの分野に教員を重点的に配置できる体制を確立する。

さらに、平成 16 年度から、これまでの国の基準面積に基づいて各教育研究分野へ研究室・実験室等を配分している方式を改め、本学として活性化すべき教育研究分野に重点的に配分したり、研究成果や外部資金の導入実績等で配分したりできる体制とする。

運営費交付金の各教員への配分については、本学でこれまで行ってきたように、各教員の活動を教育・研究・大学活性化のそれぞれの分野ごと評価し、教育研究費を傾斜配分する原則は今後も堅持するが、重要な教育研究分野には重点的な配分ができる方式とするとともに、平成 16 年度中に評価項目の見直しを行う。

また、教職員の給与に能力・業績を反映させるため、平成 18 年度までに評価組織や評価基準の策定など将来に向けての準備作業を行う。

#### 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

役員会を中心にして、学識経験者、経営的戦略を持った人材を調査するとともに、経営協議会の意見を参考にしながら、適任者を選考する。

#### 内部監査機能の充実に関する具体的方策

本学における財務規律を確保し、業務運営の改善及び効率化を推進するため、監事及び会計監査人の行う監査との連携を図りながら、平成 18 年度までに内部監査体制を確立する。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

北海道内の 7 国立大学法人が連携し教育上魅力あるシステムの構築を図るため、広範な単位互換や研究上の連携など実効性のある連携・協力体制を平成 18 年度までに確立する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性とその編成等に関する具体的方策

学部の教育体制については、当面、現行の 6 学科の学科学生定員に対応した形の教育コースを基本とするが、平成 18 年度までに、教員組織は学科に固定化せず派遣方式として、役員会の判断により必要に応じて、柔軟に対応できる制度に変更する。これに伴って、入学定員総数の 410 人は維持しつつも、コース毎の入学定員は固定化せず、入学志願者の動向、専門分野のニーズがより適切に活かせるよう、コースの規模とその編成のあり方について弾力的に取り組めるシステムとする。その際、学部卒業者には、ユニバーサル化の中にあって質の保証が重要となることから、現行の学科に対応する組織を JABEE 認定が可能となる教育コースと位置付け、そのための具体的な体制の実現を目指す。なお、学部入学者は、平成 20 年度までに現行の学科毎の募集形式を改め、募集の母集団を 3 区分程度の比較的中規模なものとし、入学後にも転学科が可能な制度を構築する。

大学院博士前期課程の教育研究体制も前述の教育コースに準じたものとするが、本学が目指す情報科学、エネルギー・環境、社会基盤、及び材料・バイオの 4 分野の教育研究がより一層進展するよう適切な教員配置のあり方についても検討を進める。博士後期課程については、現行の 2 専攻に加えて、平成 20 年度までに先端的で高度な重点研究プロジェクトを展開できる新たな専攻の設置と入学定員の増員を目指す。

産学官連携の推進を図る組織等の整備

既存の地域連携推進委員会の機能を充実するとともに、地域共同研究センター、機器分析センター、未利用エネルギー研究センター、SVBL 等も、重点研究分野と一体化した運営が図れるよう検討を進め、産学官連携の成果が、より有効に学部と大学院の教育に反映できるものとする。このことによって学生の学習意欲の一層の向上につながる。そのため、それぞれのセンター等の役割と特色を活かした形で、本学における産学官の連携の活性化と教育研究の活力を向上させて行くため、平成 20 年度までに大学院博士課程等の整備を目指す。

## 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する方策

人事評価システムとしての給与基準の大幅な変更は、法人間の異動などから当面は困難であるが、平成 16 年度から、期末手当と勤勉手当の比率を現行の 7:3 から当面 6:4 に変更し、業績を加味した支給制度とする。

また、それぞれの教職員の職務遂行状況に対する人事評価システムは、教職員自身と社会が納得できる公正で妥当なものとする必要があり、多面的な角度から検討されなくてはならない。したがって、平成 18 年度までには適切な評価基準の導入に向けて、評価委員会で検討を進め、適切な給与支給体制を確立する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する方策と人事管理に関する方策

人事制度は、硬直化を排し、常に柔軟性を確保して多様性を目指すことによって、

組織の活性化に役立てる必要がある。そのため、その時点々々における最も有効な人事のあり方は、大所高所からの総合的判断を重視することが肝要であるので、絶えず全学的な視点から人事戦略を構築し、適切な人事管理をできる機能が求められる。このような役割は、単純に学科等に委ねられるべき性格のものではなく、むしろ確かな識見を必要とするので、学長を中心とする役員会と教育研究評議会が指導性を発揮することでこの役割を担うものとする。

#### 任期制の導入など教員の流動性向上に関する方策

本学では、これまでも教員人事は一般公募を原則としてきたが、今後もこの原則を堅持することとする。また、任期制については、地域共同研究センター等の一部の教員人事に対しては導入していたが、平成 16 年度の法人化を機会に、教員人事の流動性・活性化を目指し、全部門の新規採用人事に導入する。なお、同意の得られた現職者にも適用できるように制度化し、60%以上の教員が任期制に移行するよう推進する。

また、教員の行う教育研究活動を活性化するためには、幅広い視野の涵養と多様な経験が重視される必要があり、上記の公募制の徹底と任期制の導入によって、流動性向上の一助とするためのものである。

#### 外国人及び女性教員の採用促進に関する方策

現状では、本学でも外国人教員や女性教員の比率は低いと言わざるを得ず、その改善に取り組む必要がある。しかし、一律に論じ難い問題でもあるので、本中期目標・中期計画の期間内に具体的な数値目標が設定できるよう検討を進める。

#### 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する方策

事務職員等の採用は、行政事務処理及び教育研究支援業務等の大学運営事務のほか、教員と連携協力しつつ企画立案等に積極的に参画する大学運営の専門職能集団としての機能を発揮させる必要があるため、大学独自の採用計画に基づき行うものとする。なお、一般事務職員等の採用に当たっては、一定以上の能力や優れた知識経験を有していることが求められることから、平成 16 年度から北海道地区国立大学法人等職員統一採用試験実施委員会の実施する統一試験を活用する。

また、事務職員等の能力向上策として、専門職能集団としての機能が発揮できるように、財務、労務等の階層別、職階別の研修制度を導入し、大学の経営戦略等に参画する人材の養成を行う。さらに、優れた人材の確保や人事の活性化を図るため、引き続き他大学等との人事交流に努める。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

#### 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

平成 16 年度中に大学運営の企画立案等への参画及び教育・研究支援事務等に機動的に対応できる事務組織を構築する。また、事務の効率化・集中化のため、ペーパーレス化、事務の電子化等の推進を図る。

#### 業務のアウトソーシングなどに関する具体的方策

経済性・効率性の観点から業務全般の精査を行い、事務組織の再編・統合及び事務系職員の配置計画を平成 18 年度までに策定する。また、中期計画期間内に現業的業務等のアウトソーシングの推進計画も策定する。

### 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策  
外部資金の増大を促進するため、研究内容の公開、リエゾン機能の拡大、広報等の

充実に努め、中期計画期間中に 10%程度の増額を目指す。また、平成 16 年度より、外部資金導入に積極的な研究者に研究スペースあるいは研究支援等の面で優遇する制度を設ける。さらに、本学の特色ある研究等について、学長を始めとした役員会が中心となって企業訪問などの活動を積極的に行う。また、平成 18 年度までに、市民、同窓会などを中心とした大学支援組織の設立を計画する。

○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

地域社会や市民等のニーズに即した公開講座の実施、夏期休暇を利用した社会人ブラッシュアップ講座を始め、学会の開催誘致等を組織的に実施する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### 総人件費改革に関する具体的方策

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 21 年度までに概ね 4%程度の人件費の削減を図る。

### 管理的経費の抑制に関する具体的方策

学内の環境整備については、学生、教職員の意識改革を促しながら全学的な経費節減計画を平成 17 年度までに策定し、清掃業務などの委託費用の節減に努める。また、大学所有の車両については、業務の適切な遂行の観点等を踏まえ、平成 16 年度より必要に応じて運転業務を外部に委託するなど節減に努める。

### 省エネルギーによる経費削減に関する具体的方策

研究設備・施設の充実に伴い、光熱水料などの経常経費が増大しているが、平成 16 年度より、広報活動と合わせて定期的なパトロールを実施するなどにより削減に努め、これらの資金を教育研究費などに振り向ける。なお、光熱水料は設備の更新によって節減が可能になることから、平成 20 年度までにエネルギー使用を全学的に統括するシステムを検討する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

### 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

本学の体育施設、講堂については従来から一般利用も進めているが、ホームページあるいは市の広報誌などを活用してその利用状況を公開し、一層利用しやすくするように改める。また、屈斜路研修所は立地条件の恵まれたところに位置しており、平成 19 年度までに老朽化した施設の整備の検討を進め、外部に対しても宣伝を行うなどして、一層の教育研究等の利用に供する。また、教育研究施設及び高度機器等についても外部者利用規程を整備し、利用の拡大を図る。

外部資金などは、平成 16 年度より適切な運用のために主たる取扱い金融機関を決め、健全で且つ効率的な運用を図る。

## 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

#### 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

平成 16 年度より、教員個人の教育研究の自己評価を毎年度実施し、評価方法の改善などを推進する。また、大学全体を対象とした自己点検評価の一層の厳格性・公平性を期すため、評価結果を公表するとともに、社会からの意見、要望等を取り入れるシステムを平成 18 年度までに構築する。

#### 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

評価結果を大学運営に反映させるため、役員会、経営協議会、教育研究評議会は各々が評価結果に対する点検を行い、2～3 年ごとに改善指示が出せるよう制度化する。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

これまでの大学広報は、受験生の確保、共同研究の推進など大学側の要望が中心となっていたが、今後は、本学の管理運営、知的財産の公開、教育研究支援などの情報公開が必要になる。この重要な広報業務を効率良く効果的に実施するため、平成16年度より広報担当の副学長を置き、自治体広報誌、マスメディアの活用を図るなどしながら、大学情報の一元化と充実を図る。

その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○ 施設等の整備に関する具体的方策

学内施設で老朽化が著しい1号館、体育館、学科棟の改修計画に併せ、平成16年度中に長期学内施設整備計画を策定して、総合情報処理センターの設置、図書館の増築、メディア教育センターの設置あるいはキャンパスアメニティの向上などによる教育研究環境の改善を検討する。この場合、概算要求を行うものの他、PFI方式などでの実施を含め検討する。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

教育研究施設の有効活用等は、これまで施設専門委員会で検討してきたが、平成16年度からは、施設マネジメントを推進するため施設環境委員会を設置し、定期的な利用実態調査を行い、実績や有効性に応じたスペース配分となるよう見直しを行う。施設の維持管理は、大学の行う教育研究活動が効果的に推進されることを前提に、安全・衛生面から進めるが、平成17年度には調査のための定期パトロールを実施する。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

毎年度、学内施設の防災・交通安全などの啓発・実地訓練などは実施しているが、一層の啓発活動を定期的に行う。なお、実験・研究施設の安全衛生面についても定期検査を実施し、問題箇所の早期改善を図る体制を作る。

○ 学生等の安全確保等に関する具体的方策

教育研究活動における学生の安全確保のため、毎年度、実験・実習の開始時に安全教育を実施し、シラバスにも記載する。また、卒論・修論などで劇物、毒物等を扱うことも多いので、研究室単位での指導管理体制を見直す。

○ 学内環境保全のための具体的方策

学生・教職員への啓発活動を強め、平成18年度までにマネジメント体制を構築し、ISO14001の取得を目指す。

予算（人件費の見積を含む。） 収支計画及び資金計画

別紙参照

### 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

#### 1 短期借入金の限度額

7億円

#### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費とし

て借り入れすることも想定される。

### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画は無い。

### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

### その他

#### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額	施設整備費補助金 ( 1 1 4 )
	1 1 4	船舶建造費補助金 ( 0 )
		長期借入金 ( 0 )
		国立大学財務・経営センター施設費
		交付金 ( 0 )

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

#### 2 人事に関する計画

##### 人事に関する方針

##### 1) 人事評価システムの整備・活用

人事評価システムの一環として、職務給・業績給の導入を検討する。

##### 2) 任期制の活用

新規採用教員から任期制を導入する。また、国立大学法人への承継教員で任期制を同意する者には、任期制を導入する。

##### 3) 外国人及び女性教員の採用促進

外国人及び女性教員の採用促進をするため、中期目標の期間に具体的な数値目標を設定できるよう検討を進める。

##### 4) 人材育成方針

事務職員等の能力向上策として、階層別・職階別研修の導入及び大学戦略等に参画する人材の養成を図る。

##### 5) 人事交流

事務職員等の優れた人材の確保及び人事の活性化のため、他大学との人事交流に努める。

##### 6) 事務組織の機能・編成の見直し

大学運営の企画立案等への参画及び教育・研究支援事務等に機動的に対応できる

事務組織の構築を図る。

7) 業務のアウトソーシング

経済性・効率性の観点から業務全般の精査を行い、必要に応じて事務組織の再編・統合及び事務系職員の計画的配置を推進する。また、現業的業務等のアウトソーシングの推進を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 15,360百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担は無い。

別表(収容定員)

平成16年度	工学部	1,660人	
	工学研究科	220人	
		うち博士前期課程	184人
		博士後期課程	36人
平成17年度	工学部	1,660人	
	工学研究科	220人	
		うち博士前期課程	184人
		博士後期課程	36人
平成18年度	工学部	1,660人	
	工学研究科	220人	
		うち博士前期課程	184人
		博士後期課程	36人
平成19年度	工学部	1,660人	
	工学研究科	220人	
		うち博士前期課程	184人
		博士後期課程	36人
平成20年度	工学部	1,660人	
	工学研究科	220人	
		うち博士前期課程	184人
		博士後期課程	36人
平成21年度	工学部	1,660人	
	工学研究科	220人	
		うち博士前期課程	184人
		博士後期課程	36人

(別紙) 予算 (人件費の見積を含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,313
施設整備費補助金	114
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,010
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	7,251
授業料及入学金検定料収入	7,114
財産処分収入	0
雑収入	137
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,347
長期借入金収入	0
計	27,035
支出	
業務費	23,564
教育研究経費	19,773
一般管理費	3,791
施設整備費	114
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,347
長期借入金償還金	2,010
計	27,035

[ 人件費の見積り ]

中期目標期間中 総額 15,360百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人北見工業大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[ 運営費交付金の算定ルール ]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[ 学部教育等標準運営費交付金対象事業費 ]

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L（y - 1）は直前の事業年度におけるL（y）

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）

（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要なとなる経費。F（y - 1）は直前の事業年度におけるF（y）

[ 学部教育等標準運営費交付金対象収入 ]

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

[ 特定運営費交付金対象事業 ]

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要なとなる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[ 特定運営費交付金対象収入 ]

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{ D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x) \} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D（y）：学部・大学院教育研究経費（ ）を対象。

E（y）：附属施設等経費（ ）を対象。

F（y）：教育等施設基盤経費（ ）を対象。

G（y）：特別教育研究経費（ ）を対象。

H(y): 入学料収入( ) 授業料収入( ) その他収入( )を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) + J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

I(y): 一般管理費( )を対象。

J(y): 特殊要因経費( )を対象。

#### 【諸係数】

( $\alpha$ ) : 効率化係数。 1%とする。

( $\beta$ ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

( $\gamma$ ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

( $\delta$ ) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、17年度以降は16年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、運営費交付金算定ルール及び施設・設備に関する計画により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	25,298
業務費	22,675
教育研究経費	4,812
受託研究費等	944
役員人件費	331
教員人件費	10,900
職員人件費	5,688
一般管理費	1,581
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,042
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	25,298
運営費交付金	15,840
授業料収益	5,781
入学料収益	937
検定料収益	221
受託研究等収益	944
寄付金収益	396
財務収益	0
雑益	137
資産見返運営費交付金等戻入	404
資産見返寄付金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	633
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3. 資金計画

#### 平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	27,374
業務活動による支出	24,191
投資活動による支出	834
財務活動による支出	2,010
次期中期目標期間への繰越金	339
資金収入	27,374
業務活動による収入	24,911
運営費交付金による収入	16,313
授業料及入学検定料による収入	7,114
受託研究等収入	944
寄付金収入	403
その他の収入	137
投資活動による収入	2,124
施設費による収入	2,124
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	339

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額339百万円を含む。